

平成24年2月16日改定

平成24年2月16日公布

平成24年2月18日施行

前文

らんちう協会の法人化に伴う会則の改定にあたり、その歴史と経緯、所信を確認しておく為、前文を記す。

金魚の品種であるらんちうの歴史は古く、江戸時代後期より富裕層の好事の間で親しまれ、『金魚の王様』として、日本全国各地方で品評会が開かれ現在にいたっていますが、その飼育人口も増え、伝統あるこのらんちうを全国統一組織として、らんちうの研鑽、維持保存、向上、更なる普及と伝承を目指し、金魚博士として多くの実績を残された、農学博士松井佳一博士、金魚商石川亀吉氏を顧問に招き、陶芸界で名工としてだけでなく、らんちうの研究において著名な宇野仁松翁をはじめとする9名の理事により、昭和31年(1956)に立ち上げた日本らんちう協会(任意団体)がその前身です。

そして、平成23年(2011)において、増大した会員、運営資金を有する日本らんちう協会(任意団体)は開かれた団体の在り方として公的に襟を正すという趣旨で、理事会決議により社団法人化致しました。と同時に、人との多様な関係で育まれた『らんちう』を通じ、より系統的に種の保存、向上、伝承を進め、さらには公益的貢献も視野に入れ、平和日本のシンボルの一つとして世界に誇れる伝統文化財の域まで高めるという目標を目指しております。

日本人が育んだらんちうが民俗性において生物と真摯に取り組んだ奥深い成果を広く知っていただきたいのです。

法人化以前は、個人レベルでの品評会での成績ばかりでしたが、法人化を機に更なる飛躍と充実を図って行こうと言う意思をもって歩むという、新しい歴史を創造する努力が始まるのです。今まで取り組めていなかった関係省庁、研究機関の皆様との相互協力も必要になるでしょう。

ここに会則を見直し、更にはロードマップを作り、組織の整備を進め公益法人を目指す準備を始めていることを宣言し、前文として表明致します。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本らんちう協会(以下協会という)と称する。

(事務所)

第2条 連絡事務所を理事長宅に置く。

(組織)

第3条 協会は東部本部・中部本部・西日本本部とらんちう愛好会支部、及び個人会員をもって組織し、愛好会支部はいずれかの本部に属する。

2 本部活動は、総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める本部規約によるものとする。

3 支部活動は、総会、理事会及び各本部の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部規約によるものとする。

(目的)

第4条 協会は前条の中枢機関となり、会員相互の親睦と融和を図ると共にらんちうに関する諸般の事項を研究し、日本金魚文化に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 日本らんちう協会全国品評大会の企画及び運営

・ 毎年秋季に全国品評大会を東京、愛知、大阪において交互に開催する。

(2) 日本らんちう協会会報の企画及び発行

・ らんちうの理想型の追求と鑑識眼の向上発展啓蒙

(3) その他、協会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第6条 協会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 協会の会員は次の4種とし、名誉会員・一般会員・準会員・個人会員をもって構成する。

(1) 名誉会員 協会顧問及び相談役

(2) 一般会員 本部・支部に属し、相談役を含む名誉会員以外の者

(3) 準会員 18歳以下の者

(4) 個人会員 本部に属さない会員及び大会当日会員

(5) 反社会勢力に認定されている組織に加入している者の入会を拒否する。

又、当会員で同組織への加入事実が判明した者は除名とする。

(入会)

第8条 前条の本部所属以外の愛好会が支部として加入しようとするときは、各本部の別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第9条 前条の本部並びに支部にも属せず加入しようとする者は、協会の別に定めるところにより申込みをし理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会により承認された場合は、個人会員として認められる。

(経費負担)

第10条 会員の会費は次の通りとする。

1 名誉会員・準会員は無会費とする。

2 一般会員は協会に1ヶ年3000円を納入する。

3 個人会員は協会に1ヶ年5000円を納入する。

但し理事会の決議により年会費を変更することができる。

第11条 一般会員の会費は、各本部長が徴収して協会指定口座に一括振込み、8月末までに納入する。

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名する事ができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名譽を傷つけ、又は協会の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 14 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。

第 15 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(種別)

第 16 条 当協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 会場を 3 本部に分散して開催することができる。

(権限)

第 18 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 各年度の事業計画並びに予算及び収支決算報告書の認定
- (2) 会則の変更
- (3) 専務理事会及び理事会において総会に付議した事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会則に定める事項

(開催)

第 19 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上から総会開催の請求があったとき、又は理事長及び副理事長が必要であると認めた時に開催する。

(召集)

第 20 条 総会は理事長又は副理事長が召集する。

2 総会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する会員は、理事長又は副理事長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会召集の請求をすることができる。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。理事長又は副理事長が、事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更

(委任)

第23条 総会に出席できない会員は、他の会員に委任状をもって議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の設定)

第25条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以上
 - 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
 - 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当協会の理事を兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当協会を代表して、その業務を執行する。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当協会の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の集結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第25条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総会の特別決議をもって行わなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 会則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第33条 理事会は、理事長又は副理事長が召集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求する事ができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、会則に別段の定める場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会に出席できない理事は、他の理事に委任状をもって議決権の行使を委任できる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 専務理事会

(構成)

第37条 専務理事会は理事長・副理事長・専務理事をもって構成する。

(権限) 専務理事会は会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事会の議事に付すべき事項の決定
- (2) 会則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行

(召集)

第38条 専務理事会は理事長又は副理事長が召集する。

(議事録)

第39条 専務理事会の議事については、議事録を作成する。

第7章 決算

(事業年度)

第40条 当協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当協会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長及び副理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長及び副理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支決算報告書の認定

2 前項の書類の他、監査報告を 5 年間備え置くと共に、会則、会員名簿を事務所に備え置く。

第 8 章 審 査 委 員

(審査委員)

第 43 条 協会は協会審査委員を置き各本部の正副審査委員長及び全国審査員経験者若干名をもって組織し、適時協会審査委員会を開き審査員の資質向上の発展に努める。

2 協会審査委員のうちから、代表審査委員を定め、代表審査委員をもって協会審査委員長とする。

3 協会審査委員のうちから、協会副審査委員長 2 名を定めることが出来る。

4 協会審査委員は協会審査規定並びに審査基準を作成し理想追求と啓発に努める。

第 9 章 全 国 審 査 員

第 44 条 全国審査員は協会審査規定・協会審査基準、並びに大会規定にもとづき審査を行い、らんちうの理想型を研究指導し、この界の向上発展に努めなければならない。

2 全国審査員は各本部が指定するらんちう愛好会で毎年必ず一度は出席し、識見及び審美眼を磨き会員の信頼を高めるため研修すること。

(任期)

第 45 条 全国審査員の任期は、3 ヶ年とし再選を妨げない。但し、全国審査員中に欠員が生じたときには、原則として欠員が生じた本部から審査員の推薦を受け専務理事会の承認を得て委嘱する。この場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 章 表 彰

(功労賞)

第 46 条 協会は協会会則第 4 条の目的を達成させるために、多大な貢献をした者を功労賞として表彰し、その名誉を掲揚する。

2 協会の役員として 20 年以上絶え間なく協会発展のために尽力され、その功績大と認められた者も功労賞として表彰する。

第 47 条 表彰授与は原則として本協会の全国大会の表彰式に於いて行うこととする。

(慶弔)

第 48 条 協会役員が死亡したときは花輪(生花も含む) 1 基、若しくは香華料として花輪相当分で弔意を表す。

大会規定

(出陳魚)

第1条 大会にて会員が出陳し得る魚数は各部門共に無制限とする。

但し出陳料は1尾2000円とする。

第2条 出陳に際して出陳魚各々の写真提示無き場合は魚の受付はしない。

第3条 出陳者は大会終了後でも係員の許可なしに搬出してはならない。

第4条 持主不在、或いは不測の災害等で出陳魚の死傷、紛失等に対して本会はその責を負わない。

(遵守事項)

第5条 審査に対しては異論を唱えることはできない。又大会会場に設けた立入禁止区域には大会各種係員又は大会委員長の認めた者以外立入厳禁。魚を間違えた者、不徳行為等、規定を遵守せず、秩序維持の違反者は退会処分とする。

(審査)

第6条 協会審査委員会は、協会審査委員より各部門審査長を各1名、各本部全国審査員より各部門審査員を2名ずつ選出する。

2 審査長は、来年度大会当番本部より2名、再来年度大会当番本部より1名を選出する。

3 審査の公平中立性を確保するために各部門に外部審査員1名を設ける。

部門	審査長	東部審査員	中部審査員	西日本審査員	外部審査員
親魚	() 本部				
弐歳魚	() 本部				
当歳魚	() 本部				

第7条 審査の結果は相撲番付に依って下記の通り当歳魚、弐歳魚、親魚に等級を付ける。

優等賞 東西大関 立行司 取締一 取締二 計 5尾×3部門=15尾

尙等賞 東西関脇 東西小結 勸進元一 勸進元二 計 6尾×3部門=18尾

弐等賞 行司一 行司二 行司三 脇行司一 脇行司二 計 5尾×3部門=15尾

参等賞 東西幕の内、前頭 親魚 20枚目 計 40尾

弐歳魚 20枚目 計 40尾

当歳魚 30枚 計 60尾

2 横綱賞 同一魚で全国大会に3回以上大関を獲得した魚に横綱の資格を与える。(第56回大会より)

(専務理事会の権限)

第8条 悪天候その他大会開催不能と認めた時は、直ちに専務理事会を開いて善処する。

第9条 公衆が秩序ある運行を妨害した場合、秩序が回復するまでの間審査を中止する。

第10条 著しい妨害行動をした会員に対し大会から除外することができる。